

市税に係る減免措置調査票

	所属名	契約管財局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・法人市民税・ 固定資産税 軽自動車税・事業所税
	減免内容 (該当条例等)	本市事業により移転補償の対象となった固定資産 条例 規則 第 71 条 第 1 項 第 9 号
	② 財政支援の必要性	<p>(1) 政策目的 公共事業の促進(移転の促進)</p> <p>(2) 支援の必要性(理由) 大阪市内の民間の不動産売買においては、買主は目的物の引き渡し後の固定資産税相当額を負担することが慣習的に行われている。本市が負担(財政支援)を行わないとすれば、用地買収についての理解を得られず、公共事業の促進に支障が生じるので、公共事業による土地の取得を円滑に進めるため、固定資産税の減免制度は必要である。 なお、横浜市、京都市、神戸市においても同様の減免制度がある。</p>
③ 場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	有 · 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由	固定資産税については本市が賦課しているため、財政支援の方法として減免が必要である。	

市税に係る減免措置調査票

		所属名	都市整備局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・法人市民税 固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容 (該当条例等)	本市事業により移転補償の対象となった固定資産 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 条例 第 71 条 第 1 項 第 9 号 規則 </div>	
② 財政支援の必要性	(1) 政策目的 土地区画整理事業の施行のため。		
	(2) 支援の必要性(理由) 土地区画整理事業の施行に際し、移転対象になった建物を除却する必要があるため。		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 有 ・ 無 </div>		
	④ ③で「有」とした場合、その理由 <div style="margin-top: 10px;">当該建物所有者の建物が区画整理事業により除却されるため固定資産税を減免する必要がある。</div>		
⑤ 固定資産税を補償する必要があるのか? (「移転補償」については土地区画整理事業の場合を想定しているのか?)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に、実際に使えない土地に対する通常生ずべき補償であり、固定資産税の減免がなくなった場合、固定資産税相当額を含んだ補償が必要になると考える。 ・ 土地区画整理事業は当然含まれていると理解していますが、他の本市事業についても、含まれているかどうかについては土地区画整理担当部署では判断いたしかねます。 		